

鹿児島県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第3条第3項の規定に基づき定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断する。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広域連合の広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に信用度及び信頼度が高いものでなければならない。

(広告掲載上の制限)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業に該当するもの又はこれに類するもの

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)等に抵触するもの

(4) 煙草に関するもの

(5) 占い、運勢判断等に関するもの

(6) 興信所、探偵事務所等

(7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)

(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者

(9) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)その他の法令等に違反している事業者

(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

2 社会問題を起こしている業種又は事業者の広告は、前項各号に該当しない場合においても掲載しない。

3 前2項に該当しない場合において、次に掲げる広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 責任の所在が明確でないもの

(2) 虚偽のおそれのあるもの

(審査及び決定)

第4条 審査会(要綱第5条に規定する審査会をいう。)は、広告掲載の都度、別表の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、内容等を審査し掲載の可否を決定する。

2 前項の審査において内容の訂正又は削除等(この項において「修正」という。)が必要な場合は、広告掲載申込者(この項及び次項において「申込者」という。)に修正を求めるものとする。この場合において、申込者は正当な理由がない限り、求めに応じなければならない。

3 広域連合長は、申込者が前項の求めに応じないときは、広告掲載の申込みを却下することがある。

(個別の掲載基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及び表現に関する個別の掲載基準が必要な場合は、別に掲載基準を作成することができるものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月17日から施行する。

別表（第4条関係）

業種	基準	表示例
1 人材募集広告	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p>	
2 語学教室等	<p>安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p>	<p>1 か月で確実にマスターできる等</p>
3 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)	<p>(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。</p> <p>(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しない。</p>	
4 外国大学の日本校	<p>下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>	
5 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。</p> <p>下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「この資格は、国家資格ではありません。」</p>	

	<p>(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。 下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>	
<p>6 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所</p>	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>(3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>(5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。</p>	

	<p>(6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。</p> <p>赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。</p>	
7 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復の業務又はこれらの施術所	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できない。</p>	
8 薬局、医薬品等	<p>広告掲載をする事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。</p>	
9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	<p>広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。</p>	

<p>10 介護保険法 （平成9年法律第123号） に規定するサービスその他 高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) サービス全般（老人保健施設を除く。）</p> <p>ア サービス全般（老人保健施設を除く。）のサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム（前号に定めるものを除く。）</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの種類及び表示事項」の各種類の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>	<p>広域連合事業 受託事業者等</p>
---	---	--------------------------

	<p>(4) 介護老人保健施設</p> <p>介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。</p>	
1 1 墓地等	市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。	
1 2 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号及び認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>	早い者勝ち、残り戸数あとわずか等
1 3 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
1 4 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。</p> <p>(2) 不当表示に注意する。</p>	白夜でない時期の「白夜旅行」、行程のない場所の写真等

1 5 通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。	
1 6 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>	
1 7 映画・興業等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。	

	<p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>	
18 古物商・リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p>	回収、引取り、処理、処分、撤去及び廃棄等
19 結婚相談所・交際紹介業	<p>(1) 結婚相手紹介サービス協会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>	
20 労働組合等 一定の社会的 立場と主張を 持った組織	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。</p>	

2 1 募金等	<p>(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>(2) 下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「 募金は、 知事の許可を受けた募金活動です。」</p>	
2 2 質屋・チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>	<p>のバッグ 50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円等</p>
2 3 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「当社の は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等</p>	
2 4 ダイヤルサービス	<p>“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。</p>	
2 5 ウィークリーマンション等	<p>営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p>	

<p>2.6 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告</p>	<p>第3条第1項で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準の範囲内でその掲載を認める。</p>	
<p>2.7 その他表示上の注意事項</p>	<p>(1) 割引価格の表示については、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）については、主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるものについては、費用がかかる場合があるときには、その旨明示すること。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告については、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話等のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権については、無断使用がないか確認をする。</p>	<p>「メーカー希望小売価格の30%引き」等</p> <p>「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等</p>

	<p>(6) 宝石の販売については、虚偽の表現に注意する(公正取引委員会に確認の必要あり。)</p>	<p>「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない。)等</p>
	<p>(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告</p>	
	<p>(8) アルコール飲料</p> <p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p>	<p>「お酒は20歳を過ぎてから」等</p> <p>お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等</p>